

入札監理小委員会
第626回議事録

総務省官民競争入札等監理委員会事務局

第626回入札監理小委員会議事次第

日 時：令和3年5月21日（金）14：26～16：08

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1. 開会

2. 事業評価（案）の審議

- 豊川用水二期用地補償支援業務（独立行政法人水資源機構）
- 非現業技術業務委託（新横浜）（独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構）
- 都市公園の維持管理業務（イ号公園）（国土交通省）
- 都市公園の維持管理業務（ロ号公園）（内閣府、国土交通省）

3. 閉会

<出席者>

（委員）

井熊主査、関野副主査、加藤専門委員

（独立行政法人水資源機構）

技術管理室		北牧室長
		河野次長
技術管理室	契約企画課	鈴木課長補佐
用地管財部		松本次長
用地管財部	用地補償課	敷根課長
		高橋主査

（独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構）

本社	事業監査部	計画課	福山課長
			井浦総括課長補佐
			橋本課長補佐
			松尾係長
関東甲信工事局	計画課		小伊豆課長
			弓削係長

(国土交通省)

都市局 公園緑地・景観課 五十嵐課長
舟久保公園緑地事業調整官
曾根課長補佐
軽石国営公園維持係長

(事務局)

小原参事官、飯村企画官

○事務局 それでは、ただいまから第626回入札監理小委員会を開催します。

初めに、「豊川用水二期用地補償支援業務」の実施状況について、独立行政法人水資源機構用地管財部、松本次長より御説明をお願いしたいと思います。

○松本次長 水資源機構用地管財部次長の松本でございます。よろしくお願いたします。

当機構の豊川用水二期用地補償支援業務に当たりましては、一昨年から市場化テストにより御指導いただいているところでございまして御礼申し上げる次第でございます。

本日は評価に当たりまして、実施状況の報告（案）を御説明させていただきますので、よろしくお願いたします。

報告（案）の説明に先立ちまして、まず、豊川用水の二期用地支援業務につきまして、業務と事業の概要を簡単に御説明したいと思いますので、恐れ入りますが、資料A-2という、A4横判カラーの資料というのは、皆さん、お手元にありますでしょうか。

そうしましたら、これで概要だけ簡単に御説明させていただきます。右側のほうにポンチ絵といいますか、地図を入れておりますが、豊川用水という用水路が愛知県のかかなり広範囲に建設されております。長野県の県境の辺りを水源地域といたしまして、そこからずっと末端までは渥美半島の先端まで行っているという、幹線だけでも長さが140キロ弱あるような非常に長大な水路でして、支川まで含めると700キロ近くあるような水路となっております。

この水路は昭和40年代頃に建設をいたしまして、当機構が管理しているのですが、やはり経年劣化等ございまして老朽化が進んでおります。そういった中で、今後の用水の安定的な通水ですとか、それから今後危惧される大規模地震に対する対策等を考えまして、現在、幹線水路を全線複線化するというところで事業を行っているのが豊川用水二期事業でございます。

この事業の中で用地補償支援業務というものを実施しているのですが、左側のほうに業務の内容ということで簡単に記載しておりますが、この支援業務に関しましては、事業に必要な土地等の取得と、それに伴って必要となってきます損失の補償を行う業務ということで、民間の事業者のほうに受託いただきまして業務を進めていただいているというものでございます。

業務の概要は以上でございまして、早速、本題の実施状況報告の御説明に入らせていただきたいと思います。右肩資料1というA4縦の資料を御覧ください。

まず、1ページ目、大きな1番で事業の概要を表にまとめてございます。一番上段、事

業の概要につきましては、先ほど御説明させていただきましたので割愛させていただきます。

2 段目、実施期間・評価期間でございますが、この用地補償支援業務につきましては、2 年間の契約ということで業務を行っておりますので、契約期間といたしましては、令和 2 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの 2 年間となっております。今回、評価いただきますのは、そのうちの令和 2 年度の 1 年間が期間となるということでございます。

受託事業者は、株式会社アクアテルスというところ です。

契約の金額は、1 億 2 7 万円という金額になっております。

入札の状況ですが、資料の取得業者は 4 者あったのですが、結果的に 1 者応札になったというところでございます。

事業の目的は、これも先ほど御説明しましたので割愛いたします。

受託者決定の経緯でございますが、先ほど資料は 4 者取っていただいたという話がありましたけれども、入札希望ということで 2 者のほうから申請書が提出されました。しかし、結果としまして、開札の際に入札があったのは 1 者のみということで、入札いただいたアクアテルスのほうが予定価格の範囲内の応札がということで、この業者に受託が落札となったという経緯でございます。

次に、大きな 2 番でございます。評価というところで、まず 1 番目、事業の質に関する評価でございます。1 枚めくっていただきまして、まず、(1) 実施状況の評価ということでございますが、実施状況の評価につきましては、今回、市場化テストを進める中で、実施要領で各項目について、確保すべき水準を定めております。表にまとめておりますが、全部で 10 項目ございました。個別に説明は割愛させていただきますが、これらの業務種別につきまして、業務の中で履行確認検査というものを行っております。業務を発注して、成果として納めていただくこととなりますので、当然、その成果を確認した上で受注代をお支払いするという形になりますから、その都度、履行確認検査というものを行っているのと、あわせて、毎月業務打合せという形でその月の実施報告も受けております。その中で、それぞれ 10 項目の業務種別につきまして、きちんと水準が確保されているかというところの点検をいたしまして、結果としましては、全て適正に行われたということで評価できると考えているところでございます。冒頭にもありますけれども、この検査の中で特段指摘事項もございませんでしたし、きちんと確認がなされたと考えているところでございます。

次に進んでいただきまして、3ページ目でございます。(2)民間事業者からの改善提案による改善実施事項というものでございますが、これにつきましては、受託事業者のほうから、携帯型GPSという機械を用いて用地調査等を実施するという提案がございました。今回、この提案に基づきまして業務を行ったところ、現地の方で効率性も上がりましたし、それから安全性も確保できたと判断しているところでございます。

続きまして、2番、実施経費についての評価というところになります。この評価につきましては、まず、今回テストの対象となっている令和2年度発注前の同業務の前年の経費として発注した金額が5,200万円でございます。今回、2年間で発注した金額が、先ほど申しましたとおり1億27万円という金額でございますので、従前のものと比較するためには1年分どうして比較しなければなりませんので、この2年分のものを半分にして1年相当ということで5,013万5,000円という額、従前の5,200万円と比較いたしますと、186万5,000円の減ということになっておりました。率にして3.6%の減でございます。

それから、この業務の発注に当たりましては、積算するに当たりまして技術者の単価等を用いてございます。この単価につきましては、毎年、その年の物価状況等を踏まえて単価の見直しが行われておりますので、今回のものにつきましても従前のものと比べて、今回発注したものについては、若干単価が上昇しているということになっておりました。経費的に比較するという意味では、それを従前に発注していたときの単価に置き換えて適正に比較しなければなりませんので、(2)のほうでそういった作業を行っております。前の単価を用いて計算し直しますと、受注額、先ほどの1億27万円が9,500万円になるということで、これの1年間分、半額の4,750万円と従前経費5,200万円を比較いたしますと450万円の減ということで、率にして8.7%の減ということになっております。

下にまとめを書いておりますが、おおよそ約9%近くの減、450万円の減額が生じたということで、市場化テストの効果はあったものと評価できると考えているところでございます。

続きまして、3番、評価のまとめでございます。まず、(1)評価の総括ですが、1枚めくっていただきまして4ページ目になります。今回の市場化テストの対象といたしましては、令和2年度から令和3年度、これを第1期として実施していただいているところでございます。この中で、「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針」がご

ざいまして、そこに5項目、指針がございますので、それについて個々、判定を表にまとめさせていただきます。

まず①、事業実施期間中に、受託事業者が業務改善指示等を受けたり、業務に係る法令違反等がなかったか。これに関しましてはございませんでしたので、判定を「○」とさせていただきます。

それから、②の当機構において、外部有識者等によるチェックを受ける仕組みが備えられているかという点につきましては、当機構では、一般競争入札について真に競争性が確保されているかの点検とか見直し、また、透明性・外部性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組んでいるかの点検を行うということを目的にいたしまして、外部の学識経験者の先生方で構成されています契約監視委員会というものを設置しておりますので、これについても判定を「○」とさせていただきます。

それから③、入札に当たって競争性が確保されていたかということですが、これにつきましては、残念ながら1者応札であったということで、判定は「△」ということにしております。

④対象公共サービスの確保されるべき質に係る目標を達成しているかということと、それから⑤経費削減の点で効果を上げているか。これにつきましては前述しました、先ほど御説明したとおり、それぞれ達成している、効果を上げているということで「○」という判定にさせていただきます。

この結果を踏まえまして、基本的には4つ「○」、③に関してだけ「△」ということになりましたが、③の競争性のことに関しましては、冒頭申し上げました、資料請求が全体で4者ございました。そのうち3者が入札に参加いただけなかったということです。その3者の業者に、一応どういった理由で御参加いただけなかったかということを確認しております。確認したところ、ほとんどの業者が技術者の確保がちょっと困難だったという旨の回答をいただいているところでございます。

この点がこの指針をちょっと満たさなかった部分はございますが、それ以外の部分ではきちんと業務はなされておりましたので、最後の段落ですが、当機構における豊川用水二期事業の早期進捗を図ることを目的に、事業に必要となる土地等の取得及びこれに伴う損失の補償に関する業務を行うという目的は達成できているものと評価できると考えているところです。

最後になります。(2)の今後の方針でございます。今まで述べましたとおり、本事業に

つきましては、競争性の確保において1者応札ということが生じましたが、この点を除きまして、基準は満たしているということで、おおむね良好な実施結果が得られていると判断しているところでございます。ただ、3番の競争性の確保に関しましては、1者応札ということで、今回の評価が1期目の実施であるということもございまして、市場化テストによる民間競争入札を今後継続する中で、ヒアリング結果等を踏まえて、さらに改善を図ることとしたいと考えているところでございます。

説明は以上です。

○事務局 ありがとうございます。

続きまして、同事業の評価（案）について、総務省より説明いたします。

○事務局 独立行政法人水資源機構の豊川用水第二期用地補償支援業務の事業評価（案）につきまして御説明させていただきます。資料A-1を御覧ください。

事業の概要については、実施機関からお話がありましたので割愛いたします。

評価につきましては、市場化テストを継続することが適当であると考えます。資料A-1、2ページを御覧ください。評価方法ですが、機構から提出された令和2年4月から令和3年3月までの実施状況についての報告に基づき、サービスの質の確保、実施経費及びその前提としての競争性等の観点から評価を行っております。

サービスの質につきましては、補償に必要な土地、建物等に関する調査等に係る業務等、全ての業務につきまして、適切に履行されていることを確認しております。

受託事業者からの改善提案は、携帯型GPSを活用した用地調査の実施であり、この受託事業者の提案を取り入れたことで、現地調査の効率性及び安全性が向上しております。

経費につきましては、単年度当たり、実施経費と従来経費を比較して3.6%、186万5,000円減少しております。

そして、資料4ページにございますように、機構は、市場化テスト前の平成31年から令和2年にかけて適用する測量業務・地質調査業務・設計業務等に関する技術者単価を変更しております。この労務単価は令和2年に上昇しており、資料には主なものとして、技術員の単価が106%上昇しているものを記載しております。この労務単価上昇分を考慮いたしますと、従来経費と比較して8.6%、450万円の経費削減を達成しております。

選定の際の課題に対応する改善についてですが、競争性に課題が認められて選定したところ、関連資格の拡大、実務経験年数の緩和、複数年契約の活用等を実施しましたが、結果は1者応札であり、課題が残っております。

評価のまとめです。サービスの質につきまして、業務の実施に当たり確保されるべき達成目標として設定された質について、全て達成していることについては評価することができます。

民間事業者の改善案につきましては、携帯型GPSを活用した用地調査の実施であり、この事業者の提案を取り入れたことで、現地調査の効率性及び安全性が向上したなど、民間事業者のノウハウと創意工夫の発揮が業務の質の向上、事業目的や政策目標の達成に貢献したものと評価できます。

また、経費削減効果についても実質8.6%の削減が認められました。一方、1者応札となっており、競争性の確保について課題が認められます。

以上のことから、競争性の確保において課題が認められ、本事業において良好な実施結果を得られたと評価することは困難で、引き続き市場化テストを継続する必要があると考えられます。

以上になります。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局 それでは、ただいま御説明いただきました事業の実施状況及び評価（案）について、御質問、御意見のある委員は御発言をお願いいたします。

○井熊主査 井熊です。

○事務局 お願いいたします。

○井熊主査 参加資格申請者、提出者1者というのがあるのですけれども、これは資格審査で落ちた会社が1者あったということですか。

○松本次長 質問ありがとうございます。私のほうから回答させていただきます。

資格審査で申請をいただいた業者は2者ございました。申請書を審査した結果、2者とも資格ありということで、2者の業者にはその旨通知をいたしたところでございますが、そのうち1者の業者が入札のほうで入札書の提出をしていただけなかったということで、資格はあったのですが、最後の応札はいただけなかったということになりました。

○井熊主査 そうですか。分かりました。

○事務局 ほかにいかがでしょうか。

○関野副主査 関野ですが、なかなかいい結果なのに継続ということですが、今後の見込みというのはどのようなものかという、技術者の確保が問題なので数の問題でしょうか。それとも質のほうも、A-3を見ると、実務経験年数10年を7年に短くしたけど、この7年をさらに5年に短くするとか、そういう対策を今どのように考えていらっしゃるの

しょうか。

○松本次長 回答させていただきます。ヒアリングの中で、個々の業者、全て明確に聞き取ったわけではございませんが、業者からの回答は、ニュアンス的にはやはり人数的なもの、技術者のそれだけの人数の確保が難しかったというイメージで御回答いただいておりますが、一部業者からは、業務で求めている技術力、例えば具体的にはパソコンのCADというソフトの使用ができるというところ、条件がついていますので、その辺も踏まえると、さらに難しさがあつたみたいな回答もいただいておりますので、人数プラス資格要件的な部分も若干あるのかと思います。今後は、その辺のヒアリングの結果を踏まえて、さらに改善方法を考えたいと思っております。

以上です。

○関野副主査 ありがとうございます。技術者の数については、このコロナ禍でかなり失業者が増えているので、もしかしたらうまくいくのかもしれないですけど、質のほうについては、もう少し考えないと難しいのかもしれないという感じはいたします。結論については、別に異議を申し上げることはないと思います。ありがとうございます。

○松本次長 アドバイスありがとうございます。

○加藤専門委員 どうも御説明ありがとうございます。ヒアリングの中でもし聞けていたら教えていただきたいのが、今回、複数年の契約にされたと思うのですが、複数年に関して何か印象みたいなものが聞けていたら結構ですが、何か情報をお持ちであれば教えていただければと思いました。よろしくをお願いします。

○松本次長 回答させていただきます。聞き取った業者の中では、複数年での契約というのはいいという反応をしていただいた業者がございました。否定的なものは特になかったと記憶しております。

○加藤専門委員 ありがとうございます。

○事務局 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

生熊主査、お願いいたします。

○井熊主査 それでは、皆様、継続ということで特に御異論がないということでございますので、事務局におかれましては、本日の審議を踏まえまして、継続とする方向で監理委員会に報告するようにお願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。

(水資源機構退室)

(鉄道建設・運輸施設整備支援機構入室)

○事務局 続きまして、「非現業技術業務委託（新横浜）」について、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構事業監理部計画課、福山課長より御説明をお願いしたいと思います。

○福山課長 ただいま御紹介いただきました鉄道・運輸機構の事業監理部計画課の福山でございます。本日は御審議のほどよろしく願いいたします。

それでは、お手元の資料2に基づきまして御説明いたします。民間競争入札実施事業「非現業技術業務委託（新横浜）」の実施状況について御説明をさせていただきます。

説明につきましては、担当の松尾のほうから説明させていただきます。よろしく願いいたします。

○松尾係長 代わりまして、同じく鉄道・運輸機構事業監理部計画課の松尾と申します。本日はどうぞよろしく願いいたします。

それでは、お手元の資料2に基づきまして、実施状況について御報告を申し上げます。

まず、事業の概要ですけれども、こちら令和元年7月9日に選定されまして、令和2年から民間競争入札で、件名としては、「令和2～3年度関東甲信工事局発注者支援業務（新横浜）」として実施しております。

業務内容としましては、当機構の関東甲信工事局という地方機関における発注者、関東甲信工事局長ですが、こちらの業務を支援し、その円滑な履行を図ることを目的としまして、下に書いてあります4つの事柄を実施しております。

具体的には、工事発注に係る補助業務、及び工事・役務の受注者から提出された資料の収集・整理等の補助業務。3つ目が、発注者が行う関係機関との協議・調整に要する資料の収集・整理・作成、協議打合せ簿の作成等の補助業務。その他というところで工事・役務契約上重大な事案等が発見された場合は、遅滞なく報告するという形です。

契約の期間は、令和2年、昨年4月1日から令和4年3月31日、令和3年度末というところで2年間となっております。

契約の相手方としましては、プラネット・コンサルタントという株式会社でございます。

評価期間ですけれども、契約の令和2年4月1日から令和3年3月31日までを対象としております。

契約につきましては、総合評価方式に基づいて選定をしております。総合評価におきましては入札参加者が1者というところで、予定価格の範囲内というところで総合評価を行

って落札者としたところでございます。

続いて、2番、確保されるべきサービスの質の達成状況及び評価について御説明を申し上げます。下の表にまとめておりますが、今回、民間事業者が確保すべきサービスの質の達成状況について御説明いたします。

評価事項は、大きく2つ項目を設けております。1つ目が業務の内容、2つ目が監督員に対するアンケート調査結果というところでございます。

まず、(1)業務の内容ですが、測定指標というところで、以下に示す業務について適切に実施することということを指標としております。この業務につきましては、先ほど申し上げました4項目となっております。

評価としましては、業務打合せ記録簿及び実施報告書による月ごとの実施業務内容を確認しましたところ、今回のこの4つの項目の業務につきまして適切に実施されており、満足のいく成果物が提出されていることから、評価としては、【適】としております。

続いて、監督員に対するアンケート調査結果ですが、こちらは業務が開始された後に、年に2回、9月と2月に監督員に対して満足度についてアンケートを実施しております、その結果の基準スコア(100点満点中75点以上)を維持することとしております。

アンケートの調査項目としては4つございます。1つ目が主任技術者に依頼してから、依頼完了までに要した期間。2つ目が主任技術者の成果物に対する説明の分かりやすさ。3つ目が主任技術者から受けた成果物の正確性。4つ目が主任技術者の対応ということです。言葉遣いや親切さ、丁寧さ等というところでございます。

1つ目の期間につきましては、アンケートの結果、平均75点となりまして、こちらは基準スコア75点以上となっておりますので、【適】としております。説明の分かりやすさという点につきましては、残念ながら平均が70点ということで、5点ではありますが、基準スコアを下回ったというところで【不適】としております。

次に、成果物の正確性という点におきましては、こちらは平均点として75点となりまして、【適】としております。主任技術者の対応につきましては、こちらは5点ですけれども、基準スコアを下回っておりましたので、【不適】としております。

こちらのアンケートの結果の詳細は別紙ということで、お手元の資料の一番最後のページに各内訳等をつけております。別紙のほうを御説明いたしますと、1ポツということでアンケート方法を記載しております。年に2回、監督員は2名となっております。

アンケート調査結果のほうですけれども、監督員2名につきまして、2回アンケートを

実施しておりますので、(1) 令和2年度、全体のほうを見ていただければ、例えば問1の依頼してから完了までに要した期間、「ほぼ満足」が3、「普通」が1となっておりますが、これは9月と2月の分、説明の分の2回の回答、合計4回分ということで、こういった形で回答数を記載しております。それぞれ、「ほぼ満足」であれば80点、「普通」については60点ということで、点数をつけて平均点を算出しておるものでございます。上期と下期の内訳もその下に参考としてつけさせていただいております。

時間の都合上、次の項目に参ります。3の経費の評価ですけれども、(1)というところで実施経費ですが、こちらは市場化テスト前の契約金額が1億2,480万円となっております。市場化テスト実施後の契約金額としては9,700万円となっております、業務量が減少したことによる減額分というのがマイナス3,092万4,000円となっております。

経費削減効果としましては、こちら数式に示しておりますが、実施前の経費と実施後の経費を比較しますとマイナス2,780万円となっております、単年度ではマイナス1,390万円となっております。しかしながら、先ほどお示しした業務量減少の分の減額分を控除しましたところ、こちら数式に示しておりますが、結果としては2か年で312万4,000円。単年度で見ると156万2,000円の増となっております、3.3%増となっております。

評価としましては、繰り返しですが、単年度で比較しますと、経費の削減の効果は認められなかったところでございます。

次に、4番目、民間事業者からの改善提案による改善実施事項等というところですが、こちらにつきましては、特段ございませんでした。

5番目、全体的な評価について御説明いたします。本事業につきましては、令和2年4月から令和4年3月までを第1期として、市場化テストとして実施しております。これまでの業務全体を通した実施状況につきまして3つ示しております。①から③まで示しております。

①というところで、まず、質のところでございますが、実施期間中、業務内容につきましては適切に実施されたものと評価できますが、監督員に対するアンケート調査による満足度につきましては、2つの項目で基準を下回りまして、対象公共サービスの質の確保については一部課題が認められたと考えております。

②従来経費から業務量が減少したことによる減額分を控除して比較した場合ですが、実

施経費のほうは年間156万2,000円、3.3%増加という結果になりました。

③というところで、本事業の調達では、市場化テストに基づく実施状況に関する情報の開示に加えまして、業務の概要説明資料の公開を行いました。また、「入札時期が遅く人手が確保できない」と、前回事業者へ実施したアンケート結果を受けまして、広く競争性を確保できるように公告時期を前倒しするなど工夫して取り組んだものの、結果的には1者応札となりました。この不参加の理由につきましてヒアリングを行ったところ、「主任技術者及び技術員の経験に係る要件が厳しい」、また「技術員の事前申請による人員確保が厳しい」という回答がございました。

今後の方針でございますが、本事業につきましては、業務の内容自体は適切に実施されてはいるものの、競争性、経費削減というところで課題が残る結果となったと考えております。

次期事業につきましては、ヒアリング結果を踏まえまして、要件緩和等の見直しを検討し、民間事業者の方のさらなる参入促進を図るよう努めまして、市場化テストによる民間競争入札を継続して実施したいと考えております。

簡単ですが、御説明は以上です。

○事務局 ありがとうございます。

続きまして、同事業の評価（案）について、総務省より説明いたします。

○事務局 国土交通省／独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、「非現業技術業務委託（新横浜）」の評価（案）について御説明いたします。

I、事業の概要等については、実施府省より説明がありましたので割愛させていただきます。

II、評価。1、概要についてです。市場化テストを継続することが適当である。競争性の確保及び経費削減効果に課題が認められ、改善が必要であると整理しております。

2、検討。評価方法についてです。次のページに進みまして、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの実施状況報告に基づき、評価を行ったものです。

(2) 対象公共サービスの実施内容に関する評価でございます。確保されるべき質の達成状況については、一部基準に満たない項目がございますけれども、以下のとおり、おおむね適切に履行されていると評価いたします。

(3) 実施経費についてです。実施経費は、従来と比較して約22.3%減少していると言えるものの、しかしながら、従来業務からの発注業務量の減少を考慮すると削減効果が

あったと言うことは難しいと考えています。すなわち、実施経費から業務量が減少したことによる経費の減額分を控除して、従来経費と比較しますと、単年度換算で156万2,000円、年3.3%の増加となっております。

(4) 選定の際の課題に対応する改善でございます。競争性に課題が認められたところ、契約方式に総合評価落札方式を採用し、公告時期の前倒し等を実施しましたが、結果1者応札となり、課題が残ったということです。

(5) 評価のまとめでございます。業務の実施に当たり、確保されるべき達成目標として設定された質については、一部基準を下回る内容があったものの、おおむね適切に履行されていると評価できます。

一方、経費削減効果について、従来経費から発注業務量が減少したことによる減額分を考慮しますと、経費削減効果があったということは困難であり、その点について課題が認められました。

(6) 今後の方針です。以上のとおり、競争性の確保及び経費削減効果において課題が認められ、本事業において良好な実施結果が得られたと評価することは困難です。そのため次期事業（第2期）においては、業務従事者に関する要件緩和等、両課題について検討を加えた上で、引き続き市場化テストを実施することにより、民間事業者の創意工夫を活用した公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を図っていく必要があるものと考えます。

評価（案）の説明は以上でございます。

○事務局 それでは、ただいま御説明いただきました事業の実施状況及び評価（案）について、御質問、御意見のある委員の方はお願いいたします。

○加藤専門委員 どうも御説明ありがとうございました。今回、総合評価方式を採用されたということだったのですけれども、その総合評価の技術点として評価した、具体的などいうよりは、どういった視点についての技術点として評価するような総合評価だったのですか。つまり、ポイントは、経費の削減効果というのものもあるのだけれども、別に経費の削減を狙ったものではないような視点の技術点の評価なのかどうかというところです。

○松尾係長 今回、評価項目とさせていただきましたが、配置予定主任技術者の経験及び能力というところと実施方針、具体的には業務の理解度や実施体制というところで評価をさせていただいております。

○加藤専門委員 そうなると、技術的な何か特段の提案という話ではなくて、履行がしつ

かりできるかというところが主なポイントなのだと思うのです。その観点で、直接的な比較はできないとは思いますが、一般競争入札だったものを総合評価で、そういった技術者のものとか履行の理解度とかを確認した結果を踏まえて、よくなったのかどうかというのは、なかなか判断は難しいかもしれないのですが、その辺に関してコメントがもしあればと思います。

○福山課長 サービスが向上したかどうかという判断は、評価が難しいと思っていて、今回の業務自体も令和3年度までですので、終わった段階で前回と比べてどうだったかという評価も定性的にひよっとしたらできるのかなと思いますが、現時点では、この部分がよくなったというところは、まだ感じられていないところがございます。業務の遂行に関しましては、成果物等も所定のものでできておりますので、業務上は何の問題もないのですが、サービスの質の向上が上がったかどうかというところについては、現段階では評価が難しいと考えております。

○加藤専門委員 評価は本当に難しいと思うのですが、せっかく総合評価方式を採用されて、今回の視点でいうと、履行の確実性とか品質の確保というような視点だと思うので、その導入した効果、純粋なお金の削減ということ、それも大事なのですが、それに加えて業務の品質の確保という視点での評価のアウトプットみたいなものも常に心がけて見ていただけるといいのかなと思いましたので、引き続きよろしく申し上げます。

○福山課長 ありがとうございます。承知いたしました。

○事務局 ほかにいかがでしょうか。

○関野副主査 関野ですが。

○事務局 お願いします。

○関野副主査 御説明ありがとうございました。1点だけ、実質経費の比較で労務単価のアップを考慮しなかった理由は何かあるのでしょうか。

○松尾係長 経費の比較というところですが、労務単価の上昇について考慮しなかったというわけではございませんで、単純に労務単価分というのが恐らく上がっているのではないかと考えているところがございます。

○関野副主査 つまり、実質経費の中に入っていると、当たり前ですけど。でも、年度の中で単価の差がないということですか。

○松尾係長 市場化テスト実施前と、今回契約しました令和2～3年度の契約につきましては、労務単価と申しますか、労務賃金が上昇しております。具体的には1人当たり1、

200円ほど上がっておりまして、そういったところが今回経費が上がった大きな要因と
考えております。

○関野副主査 上がってはいるけれども、比較にはしなかったということですね。

○福山課長 市場化テスト前の労務単価と市場化テスト後の労務単価を比較すると、労務
単価が上昇しており、その上昇分が今回の経費増になった一番大きなウエートを占めてい
る部分でございますという御説明をさせていただいております。

○関野副主査 単価がアップしたから経費は節減できなかったという結論になっているわ
けですけども、ほかの案件では単価アップを考慮して、単価アップしたのだから、その
分、業務量を効率化している。

○福山課長 その部分につきましては、効率化が図られていないということになります。

○事務局 ほかにいかがでしょうか。

お願いします。加藤先生。

○加藤専門委員 今の議論で、今回の令和2年度の発注の予定価というのは、労務単価の
上昇分を見込んで予定価を組んでいるんですか。市場化テスト前の単価より上がった単価
で予定価を積算している。

○福山課長 はい。そのとおりです。

○加藤専門委員 なので、上昇分ということ考えたときに、落札率が今回99.38で、
市場化テストの前は98.8なので、落札率の比率を見ても、必ずしもコストの縮減効果み
たいなものはあまり見られなかったという形で理解したのですけれども、その理解でいい
ですか。

○福山課長 そういうことになろうかと思えます。

○加藤専門委員 ありがとうございます。

○事務局 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

井熊主査、お願いいたします。

○井熊主査 今、先生方から幾つか指摘がありましたけれども、コスト削減と、それから
業務の改善の方向に向けて検討して、次の公募に挑んでいただければなと思います。

それでは、事務局におかれましては、本日の審議を踏まえまして、継続とする方向で監
理委員会に報告するようお願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。

(鉄道建設・運輸施設整備支援機構退室)

(国土交通省入室)

○事務局 続きまして、「都市公園の維持管理業務（イ号公園）」について、国土交通省都市局公園緑地・景観課、五十嵐課長より御説明をお願いしたいと思います。

○五十嵐課長 ありがとうございます。日頃より大変お世話になります。

それでは、まず、私のほうから国営公園制度の概要などを簡単に御説明させていただき、詳細については、担当官から追加で御説明させていただきます。

まず、資料C-2について御覧いただきたいと思います。国営公園全体の概要でございますが、国営公園は2つの種類がございます。広域的な見地から設置をされるイ号、また、我が国固有の優れた文化的資産の保存・活用等を図るために閣議了解を経て設置されるロ号と呼ばれる2つの公園がございます。両方合わせまして、現在17か所で整備及び管理を行っております。

その下には日本の地図と各地の国営公園を示させていただいておりますが、主な国営公園としては、例えばイ号といたしましては、北陸にあります越後丘陵、それから右側になります、関東にあってネモフィラ、コキアで大変有名、御利用いただいております常陸海浜公園、それから左側の下のほうに下りまして、国営の飛鳥・平城宮跡歴史公園（ロ号）でございます。

国営公園の入園者数でございますけれども、その下の図にありますように、面積とともに利用者数も順調に増えておりますが、最近、昨年のごとで申し上げますと、新型コロナウイルスの影響によりまして、一時的に入園者数が減っている状況でございます。

おめくりいただきまして、2ページでございます。市場化テストへの移行の進捗の状況でございます。イ号でございますので左側、イ号公園、全体的なことで御説明しますと、「公共サービス改革基本方針」に従いまして、2公園で試行を行い、2つ目の黄色い枠組みでございますが、改革方針に従いまして、順次市場化テストに入っております。

今回、一番下でございますけれども、市場化テストの3期目ということで、平成22年の試行で先行したものは4期目ということになりますけれども、12公園で「総合評価方式一般競争入札」を実施しておりまして、令和2年度落札者による事業が令和6年まで続くということでございます。滝野については令和5年11月30日まで、冬季でございますので変則的な日程になっております。

おめくりをいただきまして3ページ、国営公園管理の全体像でございます。公園管理者につきましては、法の委任によりまして、地方整備局等が公園管理者となりまして、国営

公園の管理を行っております。その公園管理者から運営維持管理業務委託という形で民間の競争入札により事業者を決定しております、この部分が今回の対象業務でございます。

国営公園の中は、1つの大きな町のようなことでいろいろなものがございまして、下にありますように全体のマネジメント、これは業務計画ですとか、それから入園料の徴収、入退園管理等ございます。それから右にありますように、公園全体のマネジメントの一部、企画運営管理ということで行催事、ボランティア、それから利用案内や巡視・救護といったセキュリティーのようなこともございます。

それから、左側の下でございまして、施設・設備の維持管理でございまして、建物管理、工作物管理、清掃等がございます。それから公園でございまして、その右側、植物管理も大変重要でございます。除草や剪定、花を咲かせるといったことがございまして、これらを委託費により実施しております。これらにつきましては、例えば繁忙期の入退出ですとか巡視、それから救護、例えば花の時期にそれらのマネジメントを併せるということで、やはり一元的に管理をする必要があると考えております。

それから、少し右側、小さな箱になっておりますけれども、収益施設等の運営ということで、売店、軽飲食、サイクリング、駐車場等のいわゆる収益を生む施設について、収益性で独立採算をさせておりますけれども、業務としては一元的に、一体的に行うということになっております。

それから、無料のところもございまして、有料の公園については、一番左側にありますように、この業務で入園料等を徴収し、国庫一般会計へ歳入していただくというのが全体像でございます。

それから、この後は担当官のほうから御説明をさせていただきます。

○曾根課長補佐 そうしましたら、実施状況報告につきまして、数も多いので、「みちのく杜の湖畔公園」を例に御説明させていただきたいと思っております。

資料につきましては、資料3-2になります。先ほどの国営公園の概要で言いますと、資料の5ページの図になります。事業概要は資料3-2にお示ししているとおりでございます。宮城県にあります647ヘクタール、大規模な公園の管理でございます。

期間は、令和2年2月から6年1月の4年間。評価対象は、この3月までの1年2か月間となっております。

受託事業者は、お示ししている共同体でございまして、P2に移りますけれども、総合評価の結果、入札に参加した1者を選定しているという形になってございます。

法令違反等の行為はございませんでした。

評価のほうですけれども、本業務では、事業の質に関する評価を「包括的な質」と「個別業務の質」に分けてございます。(1) 包括的な質ですけれども、こちら5項目を設定しております。1つ目の利用者数については、令和元年度の2月、3月で6万人、令和2年度の1年間で76万人と設定しております。

次のページに実績を記載しておりますが、令和元年度は5万2,000人、令和2年度は41万人で、それぞれ未達成となっておりますけれども、これはコロナの影響によりまして、3密のおそれのある屋内施設の休館でしたり、大人数の集まるイベントを中止したことが要因となっております。令和2年度は緊急事態宣言期間に臨時閉園という対応も行ってあります。

項目の2の利用者満足度につきましては、共に達成しております。

次のページに移ります。3)の植物管理に関する満足度ですけれども、こちらは未達成となっております。原因としては、7月に天候不順があったことが影響しているという分析がありますけれども、事業者のほうから水はけをよくするような提案がございまして、改善が図られているところでございます。

4)多様な利用プログラムの提供、それから次のページの5)情報受発信につきましては未達成でございますけれども、こちらもコロナの影響によりまして、プログラムや集客イベントを自粛した影響と考えております。

P5の下段から6ページにかけてですけれども、個別業務の質につきましては、業務項目ごとの履行確認というものを、月報、四半期報などの書類提出と職員による現地立会いにより確認しております。これによりまして、結果ですけれども、質が確保されていることを確認しております。

(3)民間事業者からの改善提案ですけれども、こちらにつきましても全公園で行われておりますが、みちのく公園ではA Iロボットによる効率的な芝管理の提案でしたり、次のページに移りまして、特定の日に集客イベントを行う代わりに利用促進策といった提案がなされてございまして、評価を下のほうに②で書かせていただいておりますけれども、利用者サービスの向上でしたり、入園者の獲得につながっていると考えております。

続きまして、実施経費につきまして、市場化テスト前の従前経費と令和2年度の経費を単純比較しますと、次のページに、8ページの上のほうに表がございまして、左側の列になります。従前の経費3億6,400万円に対しまして、現在令和2年度につきまし

では4億3,700万円となっております、単純比較すると7,300万円の増加という形となっております。これは右側に補正後の経費を書かせていただいておりますけれども、人件費の上昇と管理する公園面積の増加が大きな要因だと考えています。

平成24年度、従前の公共工事の設計労務単価を適用しまして、平成26年度に追加開園した部分の増えた部分の費用を差し引きますと3億6,100万円となりまして、260万円の経費削減効果があったと評価できるということを整理させていただいております。

それから、3番、法令違反についてはありませんでした。

4番、競争性改善のための取組ですけれども、まず、募集に係る部分につきまして、公告から申請書類の提出までを延長したり、入札参加が期待される者への広報の実施、それから包括的な質の設定について、事業者の自由度を高められるような改善、事業者が運営可能な収益施設の対象の拡大、審査における提案項目の加点の拡大を行ってきています。

また、次のページに移りまして、9ページですけれども、配置予定者に求める要件として、今まで総括責任者と業務責任者2人、どちらも開園しているときには勤務をするということを求めていましたけれども、総括責任者、業務責任者のいずれかでよいといった改善をしたり、実績要件についても、こちらも過去10年で見ていたところを、過去15年に改善するといったことをしてきております。

このように改善に取り組んできているところですが、5、新プロセス移行後の状況といたしましては、1者応札となっております。こちらの原因につきましては、広報をさせていただいた事業者にヒアリングしたところ、「業務内容が多岐にわたっており、履行体制の確保が困難」という声が聞かれているところでございます。しかしながら、本業務につきましては、みちのく公園の運営維持管理全般について計画立案を行いまして、一元的な管理方針の下で多岐にわたる業務を調整しながら、相互連携を保ちながら実施するものでございまして、分割して発注する場合には現行の体制で一元的に管理執行することは困難でして、公園運営に支障を来す可能性があると考えております。

6番ですけれども、以上については、先月、東北地方整備局において設置した有識者委員会に説明済みでございます。

最後に、評価のまとめでございます。コロナの影響によります閉園措置等で達成できなかった項目を除けば、質の達成はできているものと評価しています。民間のノウハウを生かしたサービスの維持向上も図られていると考えてございます。

今後の方針といたしましては、全体を通じた実施状況を記載しております10ページにございますけれども、記載させていただいているとおりでございます。競争性につきましては、さきに御説明したとおり、改善に向けた取組を実施しているところでございますが、事業者からは人員を確保することは困難といった声も聞かれるところです。これについては、本業務の意義は、一元的な管理方針の下で総合的な調整を実施することで業務の効率化であったり、一体的な公共サービスの提供を図ることであるため、これ以上の対応は困難だと考えているところでございます。

以上のことから、最後ですけれども、総合的な判断によりまして、現在実施中の業務をもって市場化テストを終了することとしたいと考えているところでございます。

なお、今後もこれまでチェックしていただいていた公共サービスの質などに関する事項を踏まえまして、引き続き法の趣旨に基づき、国交省として自らサービスの質の向上だったり、コストの削減などを図ってまいりたいと考えております。

以上、駆け足になりましたけれども、実施状況報告の御説明になります。

○事務局 ありがとうございます。

続きまして、同事業の評価（案）について、総務省より説明いたします。

○事務局 それでは、事務局より評価（案）につき、御説明いたします。事業の概要については、国土交通省より御説明がありましたので省略いたします。

4ページ、評価の概要です。結論から申しまして、終了プロセスに移行することが相当と考えます。

続いて、検討です。サービスの質、実施経費、競争性の観点から整理します。

まず、サービスの質です。令和元年度第4四半期及び令和2年度については、期間全体にわたり新型コロナウイルスの影響を受けており、公園利用者数を中心に目標値に達しない項目がありました。また、コロナ禍とは別の自然的・外因的な事象により、公園利用者数や植物管理が目標に達しない公園もありました。

一方、利用者満足度は、コロナ禍の影響を受けたものや天候不順の影響を受けたものを除いて、全ての公園で目標値に達しました。情報受発信もマスコミ報道件数の目標値に達した公園や、多様な情報媒体を活用した質の目標に達した公園もありました。

また、22ページ以下に挙げたような民間事業者の改善提案、工夫もサービスの質の向上に寄与したものとと言えます。

次に、23ページ以下、実施経費です。従前経費と令和2年度の実施経費をそのまま比

較した場合、4公園で経費が削減されている一方、その他の8公園では経費が増加しています。しかし、各公園の経過に応じて労務単価補正や業務量補正、面積補正を加味した上で従前の経費と令和2年度の実施経費を比較すると、全ての公園について一定の削減を達成していると考えられます。

次に、競争性です。本事業は、新プロセス第2期の今期まで、29ページ以下に挙げたような競争性改善のための取組を講じてきたところです。そして、市場化テスト第1期または第2期において、競争性につき改善の傾向が見られ、確保すべきサービスの質について、全体としておおむね目標を達成し、経費削減において効果を上げていることから新プロセスに移行しています。

もっとも新プロセス移行後は2期連続1者応札となったため、その原因について事業者ヒアリングを実施し、31ページに記載のような意見が得られました。各意見に関する国土交通省の考えの概要や、これまでの状況は実施状況報告記載のとおりですが、このうち、「過年度の実施経費が低く採算が取れない」といった意見もあったところ、今期の入札に際して12公園中10公園で複数の事業者が入札説明の交付を受けており、事業者の関心はなお維持されていると推測されます。そのような中、落札事業者以外の事業者も従前の落札金額から容易に経費比較が可能であり、見積りを算出して入札検討したものと推測され、実質的には一定の競争性があったものと考えられます。

32ページ、評価のまとめです。サービスの質は、コロナ禍の影響等により目標達成が困難な項目もありましたが、各公園がそれぞれ改善に努め、質の維持につながっていると評価できます。

実施経費は0.7%から19.6%の削減効果が認められており、公共サービスの質の維持向上、経費削減の双方が達成されたものと言えます。一方、競争性については、新プロセス移行後、2期連続で1者応札が続いており、課題なしとは言えません。

もっとも競争性改善の取組を実施し、新プロセス移行時には大半の公園で市場化テスト終了の要件をおおむね満たしていたと言えること、新プロセスにおいても競争性改善の取組を実施してきたこと、また、「過年度の実施経費が低く採算が取れない」というヒアリング結果なども踏まえると、実質的には一定の競争性はあったものと考えられます。

また、本事業の実施期間中に委託民間事業者への業務改善指示等の措置はなく、法令違反行為等もなく、今後は、国土交通省の各地方整備局に設置している外部有識者で構成される外部評価委員会において、事業実施状況のチェックを受けることが予定されていると

ころです。

32ページ、今後の方針です。以上のことから、本事業については、「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針」のⅢ. 4に基づき、総合的に判断し、現在実施中の事業をもって市場化テストを終了することが相当と考えます。

市場化テスト終了後の事業実施については、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」の対象から外れることとなるものの、これまでの官民競争入札等監理委員会における審議を通じて厳しくチェックされてきた公共サービスの質、実施期間、入札参加資格、入札手続及び情報開示に関する事項等を踏まえた上で、国土交通省が自ら公共サービスの質の維持向上及びコストの削減を図っていくことを求めたいと考えます。

事務局からの説明は以上です。御審議よろしくお願ひいたします。

○事務局 それでは、ただいま御説明いただきました事業の実施状況及び評価（案）について、御質問、御意見のある委員の方は御発言をお願いいたします。

○関野副主査 評価のところ、1者応札が続いているけれども、終了プロセスにしたいということには、実質的には一定の競争性があったことを証明しなければいけないと思うのですが、もう1回説明してもらいたいのですが、どうして実質的には一定の競争性があったと言えるのでしょうか。

○事務局 事務局から御説明させていただきます。

まず、新プロセスに移行する際に、全ての公園ではありませんが、大半の公園で市場化テスト終了の要件をおおむね満たしておりました。特に、この点では競争性について申し上げますと、市場化テスト導入前に1者応札であった公園が6公園ございました。そのうち市場化テストを経ることによって、2公園につきましては複数応札となりました。残りの4公園については、依然1者応札ではありましたが、その後も引き続き、実施状況報告記載のような競争性確保に向けた取組をしまいたところでございます。

そのような取組をする中で、なお1者応札が続いた、あるいは、新プロセスに入ってから1者応札になった公園もありますが、長年の市場化テストの競争を経る中で実施費用が合理化され、低い金額に落ち着いていき、その実施費用、落札額を見た別の事業者が手を挙げられずに、結果として1者応札になっているのではないかと。そのような観点から、実質的には一定の競争があったと考えております。

○関野副主査 逆のことを言いますと、1者、同じ業者がやっているものでノウハウが蓄積されていて、それを新規の参入者が超えることができないと思われるので、これから何度

同じことをやっても結果が得られないと考えたということによろしいのですかね。結局、諦めたというか。

○事務局 そうですね、これ以上市場化テストを続けても。

○関野副主査 続けても効果が認められない。

○事務局 難しい面はあると感じております。

○関野副主査 そちらのほうを理解できますね。分かりました。

あともう1点、民間事業者の創意工夫とかあると思うのですけれども、それらは12個の公園で情報というのは共有されているものですか。こういう意見があったとか、こんなことをやってみたらお客様が入ったとか喜ばれたとか、そういうことですけど。

○五十嵐課長 国土交通省からお答え申し上げます。

民間事業者間でどのような情報のやり取りをしているかについては、私どもは承知しておりませんが、ただ、一方で、我々国営公園の事務所長、あるいは地方整備局の担当者の間では、全国会議ですとか、いろいろなコロナ対策も含めた情報の共有はさせております。したがって、そういうものが事務所を通じて民間事業者に伝わって、こういうことをほかのところでやっているよと、こういうことでの情報の共有はなされているのではないかと考えております。

○関野副主査 分かりました。それはぜひこれからも進めていただければと思います。ありがとうございました。

○事務局 ほかにいかがでしょうか。

○井熊主査 私も関野先生が言われたとおり、ここの総務省の評価（案）の書き方を、もう少し事の経緯を正確に書いたほうが良いと思います。それで、公サ法が導入されたときに、新プロセスに行くという判断をされたときというのは、競争性が成立して、それで事業者も変わって、それで落札率も大きく下がったわけです。それで、落札率が下がったということが、恐らくほかのチャレンジャーが出てくるのを阻んでいたということは、そのとおりだと思うのです。競争性を改善するときに、永遠に複数の企業による競争が続くということは、構造的にはあり得ないと思っています。あるところで1者になって、そこにチャレンジャーが現れて、また、そのチャレンジャーが強くてしばらくやって、またチャレンジャーが現れて。市場というのはそういうものだろうと思うのです。

ここで言うべきことは、一番初めに成果を上げて、その後はいろいろ改善を試みたのだけれども、最後、関野先生がまとめたように、現在の公募条件の改善というところでは、

もうこれ以上やれることがないと。だから、公サ法から卒業するということをシンプルに書けば良いのではないかなと思います。

競争性は、最後の令和元年から5年の第4期だけを見れば、これで競争性が成立しているとは決して言えないわけですね。それはそれで仕方がないことです。公サ法の適用は効果があったということは言えると思いますが、1回効果を出して、その後、競争性を改善するには至らなかったというのが事実だと思うので、それはそのとおりに書けば良いと思います。

非常に規模の大きな公園で、私も幾つか行ったことがあるので、国交省が言うように、これを分割して実施するか、分割して実施するのが良いのかどうかというと、確かにそのとおりにかなと思います。これ以上、競争性を改善しようと思ったら、それこそいろいろな、ロボットも出ていましたけれども、そういう新しい技術の導入とか、そういうことで公園の管理の仕方そのものを担当省庁として考えていただいて、その上で新しい競争をするとか、何かそういう、この委員会として、所管省庁のほうにバトンタッチする時期だという、そういうことなのではないかなと思うのですけどね。

○事務局 先生からいただいた御指摘、御意見をもとに、評価（案）の修正を検討させていただこうと考えております。ありがとうございます。

○井熊主査 関野先生、それでよろしいですか。

○関野副主査 結構です。終了に持っていくのは別に、仕方がないことだと思うので、書き方の問題だと思います。

○井熊主査 終了ということで、少し修正していただいた内容を委員で確認させていただいて、その上で監理委員会に報告するようお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

○関野副主査 結構です。

○井熊主査 そういう形にしたいと思います。

本日はどうもありがとうございました。

○事務局 続きまして、「都市公園の維持管理業務（ロ号公園）」について、同じく国土交通省都市局公園緑地・景観課、五十嵐課長より御説明をお願いしたいと思います。

○五十嵐課長 引き続き御説明をさせていただきます。先ほどの委員の中の御指摘をいただきました成功事例、優良な事例の横展開については、我々も国営公園の管理、たゆまぬ向上を図るべきだと思っておりますので、しっかり努めさせていただきます。

お手元の資料D-2を御覧いただきたいと思います。1ページ目、同様でございますので簡単に御説明しますが、右側の主な国営公園の事例というところの下のほうを御覧いただきたいと思います。国営の飛鳥・平城京跡歴史公園でございます。奈良にございまして、奈良のいわゆるまほろばなど、あるいは平城京の歴史を伝えるということで閣議決定をいただいている公園でございます。

右側にあります国営吉野ヶ里歴史公園（ロ号）は佐賀県にございまして、弥生時代からの歴史が感じられるということで閣議決定をいただいて整備を進めさせていただいている公園でございます。いずれも我が国の歴史、この国の成り立ちについて重要な時代を担ったところの遺跡だと感じております。

おめくりをいただきまして、2ページ目でございます。市場化テストの官民競争入札への移行のプロセスでございます。ロ号公園につきましては、先行していたイ号公園のいわゆる試行に基づきまして、市場化テストとしてはイ号公園より1年早く、平成23年より市場化テスト1期目を迎えておりまして、2期目からは新プロセスに移行させていただきまして、現在、右側の一番下、市場化テスト3期目、平成30年に5公園で「総合評価方式一般競争入札」を実施し、平成31年より落札者による事業を実施しており、令和5年1月31日までをその時期とさせていただいているところでございます。

おめくりいただきまして3ページ目でございますが、競争の一般的な業務の全体像につきましては、先ほどのイ号公園と同様でございますので省略をさせていただき、具体事例につきまして、担当官より御説明を申し上げます。

○曾根課長補佐 続きまして、実施状況報告書でございますけれども、「国営昭和記念公園」を例に御説明させていただきます。概要としては、先ほどの資料の5ページになります。報告書の資料番号は資料4-2になります。

事業概要については、1ページ目にお示ししているとおりでございます。東京都立川市・昭島市にある約165ヘクタール、これも大規模な公園の管理になっております。

期間は、平成31年2月から令和5年1月の4年間となっております。評価対象は、この3月までの2年2か月間となっております。

受託事業者は共同体でございまして、こちらも2ページにございますけれども、総合評価の結果、入札に参加した1者を選定している形となっております。

法令違反等の行為はありませんでした。

評価ですけれども、3ページになります。包括的な質として設定している5項目のうち、

まず、利用者数についてですけれども、有料区域の利用者数は、平成30年2月、3月で25万7,000人、令和元年度以降は年間で249万6,000人と設定しております。

実績につきましては、結果に箇条書で書かせていただいておりますけれども、平成30年度は32万3,000人で達成。令和元年度、2年度は未達成となっております。令和元年度につきましては、7月に長雨があったこと、10月に台風があったこと、悪天候が要因ですけれども、事業者からは、雨天時の公園の楽しみ方のPRでしたり、新しい花畑などの魅力づくりの提案がございまして、改善が図られているところでございます。

それから令和2年度につきましては、みちのくと同様ですけれども、コロナの影響によりまして、屋内施設の休館ですとか、大人数の集まるイベントが中止。それから緊急事態宣言期間での臨時閉園といったものが要因となっております。

それから5ページに、同様に利用者数で花みどり文化センターという屋内施設の利用者数についても目標を設定しておりますけれども、こちらも未達成となっております。こちらもコロナ対策で臨時休園などを行った影響と考えております。

次のページにまいりまして、2)利用者満足度ですけれども、こちらにつきましては、全期間を通じて達成したということでございます。

次のページに参りまして、植物管理に関する満足度ということでございますけれども、①に設定しております春のチューリップの満足度、それから②にお示ししております秋の大規模花修景についての満足度につきまして、共に達成しております。

それから、8ページから9ページにかけてですけれども、多様な利用プログラムの提供でしたり、情報受発信につきましては、平成31年度については達成しているところですが、令和2年度につきましては、達成できていないというところでございます。これにつきましては、コロナの影響によるプログラムでしたり、集客イベントの自粛の影響があると考えております。

9ページの下段のほうですけれども、個別業務ごとの履行確認というものを、みちのく公園と同様ですけれども、書類の提出と現地職員による現地確認によって確認をさせていただいております、質の確保について達成していると評価をしております。

民間事業者からの改善提案ということでこちらもいただいております、昭和記念公園では、例えば11ページの上でございます「花木園」、「桜の園」といった衰弱した樹木の再生による魅力の向上の提案でしたり、下のほうでございますけれども、花畑を新設することによりまして、人気のある施設でございますので、連作障害を改善して一年中楽しめ

るような形にするといった御提案。それから、日本庭園の景観向上ということで、12ページでございますけれども、こちらの特別の清掃をするといったことで日本庭園の魅力の景観の向上といったことの提案がなされてございます。

13ページの上段の評価に書かせていただいておりますけれども、これらの提案が利用者数の増加でしたり、利用者の満足度の向上につながったと考えてございます。

続きまして、2番の実施経費についての評価でございますけれども、市場化テスト前の平成23年度の従前経費と比べまして、単純な比較でも173万円の削減となっております。左側の列になります。右側の列に労務単価による補正を行っている数字を書かせていただいておりますけれども、これを評価しますと、8,184万円の経費削減効果があったと評価しているところでございます。

その他につきましては、法令違反等の行為はありませんでした。

4番に競争性改善のための取組を書かせていただいております。みちのく公園と同様に、公告から書類提出までの期間の延長でしたり、広報を拡大する、それから包括的な質についての自由度を高められるような改善などを行っております。

また、事業者を求める要件につきましても、みちのく公園と同様の形で、総括責任者と業務責任者の勤務に関する要件改善でしたり、実績要件についても、過去15年で見るといったような改善をさせていただいております。

14ページから15ページにかけてでございますけれども、新プロセスに移行した後の状況ですけれども、1者応札でございます。事業者にはヒアリングしたところ、みちのく公園で御説明した履行体制困難の意見のほかに、「業務内容に対して、過年度の実施経費が低く、採算性が取れない」といった御意見がございました。イ号公園のほうでも御審議いただきましたけれども、これまでの市場化テストによって事業者の創意工夫で業務が効率化されて過年度の質が確保されているところですので、予算の増額等による対応は難しいと考えてございます。

それから、「公告期間が短く準備ができなかった」との意見もございました。これにつきましては、現行業務の実施状況を踏まえて、次期業務に向けて仕様の見直しなどを行って、それから発注するという関係がございますので、これ以上大きく延長することは難しいと考えているところでございます。

15ページに行きまして、6番でございますけれども、以上については、今月、関東地方整備局で有識者委員会に説明させていただいた次第でございます。

評価のまとめでございます。コロナの影響によって閉園措置で達成できなかった項目を除けば、おおむね質を達成できているものと評価しています。民間のノウハウを生かしたサービスの維持向上も図られています。

16ページに、今後の方針として全体の状況を書かせていただいておりますけれども、同じように競争性について、さきに御説明したとおり、改善に向けた取組を実施してきているところですが、事業者からは人員の確保をすることが困難でしたり、公告期間が短く入札の準備が困難、それから、「過年度の実績が低く採算性を取ることが困難」といった声も聞かれておりますけれども、御説明してきたとおり、これ以上の対応は難しい状況でございます。

以上のことから、評価としては、総合的な判断により現在実施中の業務をもって市場化テストを終了することとしたいと考えてございます。

今後も、これまでチェックしていただいていた質の向上などに関する事項を踏まえて、国交省として自らサービスの向上、コストの削減などを図ってまいりたいとこちらについても考えております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○事務局 ありがとうございます。

続きまして、同事業の評価（案）について、総務省より説明いたします。

○事務局 それでは、事務局より評価（案）につき、御説明いたします。事業の概要については、国土交通省より御説明がありましたので省略いたします。

3ページ、評価の概要です。結論から申しまして、終了プロセスに移行することが相当と考えます。

続いて、評価の内容の検討です。サービスの質、実施経費、競争性の観点から整理いたします。

まず、サービスの質です。ロ号公園につきましては、コロナの影響を受ける前の平成30年度及び令和元年度第3四半期以前については、一部天候不順の影響で未達成の項目もございましたが、おおむね達成できていると評価できます。

令和元年度第4四半期及び令和2年度については、期間全体にわたりコロナウイルスの影響を受けており、公園利用者数を中心に目標値に達成しない項目がありました。また、コロナとは別の自然的・外因的な事象により公園利用者数や植物管理が目標に達成していない公園もあります。

一方、利用者満足度は、どの公園でもおおむね高い満足度が得られているものと整理しております。情報受発信についても、マスコミ報道件数の目標値に達成した公園、多様な情報媒体を活用した質の目標値に達成した公園もありました。

また、18ページ以下に挙げたような民間事業者改善提案、工夫もサービスの質の向上に寄与したものとと言えます。

次に、19ページ以下の実施経費についてです。従前経費と令和元年度、沖縄記念公園については令和2年度ですが、実施経費をそのまま比較した場合、3公園で経費が削減されている一方、その他の2公園では経費が増加しています。しかし、各公園の経過に応じて労務単価補正や面積補正を加味した上で、従前経費と今期の市場化テストにおける実施経費を比較すると、全ての公園について一定の削減を達成していると考えられます。

続いて、競争性についてです。本事業は、新プロセス第2期の今期まで様々な競争性改善のための取組を講じてきたところです。そして、市場化テスト第1期において、競争性について4公園で改善傾向が見られ、確保すべきサービスの質について、全体としておおむね目標を達成し、経費削減において効果を上げていることから新プロセスに移行しています。

もっとも新プロセス移行後は、武蔵丘陵森林公園を除いて2期連続1者応札となったため、その原因について事業者ヒアリングを実施したところ、評価(案)22ページに記載のような意見が得られました。各意見に関する国土交通省の考えや、これまでの状況は記載のとおりですが、このうち「過年度の実施経費が低く採算が取れない」といった意見もあったところ、今期の入札に際して、5公園中4公園で複数の事業者が入札説明書の交付を受けており、入札への事業者の関心はなお維持されていると推測されます。そのような中、落札事業者以外の事業者も、従前の落札金額から容易に経費比較が可能であり、見積りを算出して入札検討したものと推測されます。

評価のまとめです。サービスの質につきましては、コロナの影響等により目標達成が困難な項目もありましたが、各公園がそれぞれ改善策に努め、サービス水準の維持向上につながっていると評価できます。また、民間事業者の改善提案も、そのノウハウと創意工夫が業務の質の向上に貢献したものとと言えます。

実施経費は約5%から18%の削減効果が認められており、公共サービスの質の維持向上、経費削減の双方の実現が達成されたものとと言えます。一方、競争性については、新プロセス移行後、4公園で2期連続1者応札が続いており、課題なしとは言えません。

もっとも競争性改善の取組を実施し、新プロセス移行時には市場化テスト終了の要件をおおむね満たしていたと言えること、新プロセスにおいても競争性改善の取組を実施してきたこと、また、ヒアリング結果なども踏まえると、こちらについても実質的には一定の競争性はあったものと考えられます。

また、本事業の実施期間中に委託民間事業者への業務改善指示等の措置はなく、法令違反行為等もなく、今後は、国土交通省の各地方整備局に設置している外部有識者で構成される外部評価委員会において、事業実施状況のチェックを受けることが予定されているところです。

今後の方針についてです。以上を踏まえ、本事業については、「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針」のⅢ. 4に基づき、総合的に判断し、現在実施中の事業をもって市場化テストを終了することが相当と考えております。

事務局からの説明は以上になります。イ号公園と重なるところも多いと思いますが、御審議のほどよろしく願いいたします。

○事務局 それでは、ただいま御説明いただきました事業の実施状況及び評価（案）について、御質問、御意見のある委員は御発言をお願いいたします。

○関野副主査 先ほどのイと同じで、結論は別に終了で構わないと思いますけれども、最後の書き方ですね、競争性のところだけ、今が一番最も効果的という説明にさせていただければよろしいかと思えます。

○事務局 分かりました。ありがとうございます。ロ号公園についても同様の修正をして、評価（案）の修正をしたいと考えております。

○井熊主査 この修正を前提として、1つ国土交通省に質問なのですけれども、前の案件では額面でコストがアップして、今回のものはちゃんと額面でも減っていますよね。この違いというのはどういうところにあるのですか。

○五十嵐課長 細かくまだ分析できているわけではないんですけれども、昭和記念公園については、年間で400万人という非常に大きな人数が集まる公園ですので、収益施設の運営の見込み方によって若干違いますので、その見込みを今回の事業者はさらにいわゆるコスト削減といいますか、より効率的な運営を収益施設において行い、収益を多く見込むことによって入札額を低く設定してきたのではないかと考えております。

○井熊主査 どうもありがとうございます。

○事務局 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

井熊主査、お願いいたします。

○井熊主査 それでは、本件も先ほどの件と同じように、総務省で最後の評価（案）のところを修正していただくことを前提に終了とする方向で、監理委員会に報告を願うことができると思います。

本日はどうもありがとうございました。

（国土交通省退室）

— 了 —